

令和3年度京都市文化財公開施設保存活用検討委員会（第4回）  
議事録

1 日時

令和3年12月23日（木）午前10時～午前11時45分

2 場所

京都市景観・まちづくりセンターWS1（京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅塀町83番地の1）

3 出席者

(1) 委員

石田委員（委員長）、仲委員（副委員長）、板谷委員、大島委員、玉城委員

(2) オブザーバー

京都府文化財保護課 中居副主査

(3) 事務局

京都市文化財保護課 山口部長、吉田課長、中村係長、堀係長、今江主任、西森主任、成瀬主任

4 次第

(1) 開会

(2) <議題1>名勝無鄰庵庭園保存活用計画（案）について

(3) 閉会

## 5 議事内容

### (1) 開会

### (2) <議題1>名勝無鄰庵庭園保存活用計画（案）について

事務局から「<議題1>名勝無鄰庵庭園保存活用計画（案）」について説明のうえ、案について承認を得るとともに、今後、令和4年3月完成に向けて、委員長・副委員長を中心に最終確認をいただくことについて了承を得た。

委員からの主な意見・質疑等は以下のとおり。（●：委員、○：京都市）

● 水系について、取水口がなぜ大事かということをはっきりさせるものが、例えば琵琶湖疏水からの水路網図であると思う。これは、重要文化的景観である岡崎の文化的景観に含まれる文化財であるということと深く関わっているかと思うが、岡崎の文化的景観について、文中では触れているが、例えば図等の形での記載又は独立した項での記載などがないと感じている。例えば、第2章「無鄰庵の概要」第3節「成り立ち」第3項「歴史的環境」の2)「周辺の文化財」という箇所の中に、この文化的景観というものはちゃんと挙げておくべきではないだろうかと思う。その範囲であるとか、構成要素であるとか、そのうちの1つが無鄰庵であるということがはっきり分かるようにした方が良いように思う。計画書（案）を全部読んでいけば書いてあるが、その項を独立して明示しておいた方が良いのではないかと思う。

○ 御指摘いただいたとおり、岡崎の文化的景観についても、周辺の文化財であることは間違いないことなので、計画書の中に記載を入れるように事務局の方で検討をさせていただき、どこかに入れさせていただこうと思う。

● 基本的に保存と記載しているが、手を加えていく、改良していくという箇所について、よく「可逆的な形で」手を加えるという表現もあるかと思う。例えばバリアフリーについても、完全に元のものから形を変えるというより、暫定的な措置であるとして可逆的にスロープを付けるなど、そういった手当てになるのかと思うので、そういった表現も必要かと思った。一方、ここはあくまでも計画であるため、先ほど御説明にもあったが、具体的には整備計画で別途記載していく、定めていくということだと思うため、本計画では全体的な方針を中心に記載し、具体的には別途、整備計画に基づいて決めていくということを記載した方が良いかと思った。さらに、このことが分かるように、図1-3-2に上位計画などの計画が階層的に記載されてあるが、一番下の「名勝無鄰庵庭園保存活用計画」に紐付く形で整備計画を記載した方が良いかと思った。

加えて、これはあくまでも保存活用の方針であるため、必要ないかもしれないが、無鄰庵の現状として、現在も絶え間ないメンテナンスをされているかと思うが、例えばそのメンテナンスについての記載が少し目立たなかったか、あるいは、記載がなかったかのように思う。例えば苔の手入れは、ピンセットを使用しながらされているとか、そこまで記載する必要はないかと思うが、緻密で丁寧なメンテナンスによって現状の姿が保たれていると思うため、それについてもしっかりと現状の記載があっても良いかと思った。

○ バリアフリーについて、可逆的なことについては、明示できていなかったかもしれないが、それについてはどこかで記載したいと思う。

● バリアフリー対応が可逆的であることは当然のことなのか。

○ 基本はそのとおりで前提である。現在も、例えば、母屋の周りに沓脱石があり、そこでの昇り降りが危ないからと手すりを付けているが、それも可逆的なものである。少し違うがお風呂場の修理についても、完全に可逆的とは言えないが、以前の痕跡が残る形で実施するという配慮はしているつもりだ。その辺りが書かれていなくて、あるいは明示できていないというところは確かにあるように思うため、どこかで記載をしていきたいと思う。

それから、メンテナンスのことについて第10章「実施すべき施策」の箇所で、どのような形でしていくかは、かなり具体的に記載している。加えて、当方も庭の手入れの研究をしている立場からすると、言語化が極めて難しい部分がある。個別の手入れというのは全部、季節との関係であるとか、その時のお客さんとの関係であるといったように、全てが相対的に動いていくので、例えばピンセットで何かを摘むというのは、ある意味では個別の出来事であって、本当に、相対的に捉えた時にその手入れがどうなのかということについては、業者が変われば、変わっていくこともあるため、それが不変事項かどうかというのは、言い切れない部分もある。それを個別事項として捉えて何かを記載するより、しなければいけないこと、配慮しなければいけないことを記載させていただいており、そういう形でやんわりと御理解いただくという狙いはある。

最後に、整備計画で具体的なことを定めていくことを記載することについて、実際に紐づけではあるが、法律的に規定されているものではない。そのため、厳密に記載すると語弊があるかもしれないが、確かに今後整備計画で具体的なことを記載することは間違いないため記載させていただきたいと思う。

● 本計画だけを見ると、記述が「慎重に検討する」というところで終わっているため、何か中途半端な形に終わってしまうように思えてしまう。そうではなくて、この計画でそこまで記載することはせずに、別途整備計画で定めるのだと記載しておけばいいのではないか。

○ 一種ルールブックのようなところがあるので、少し歯切れが悪いというところはあるが、御指摘を踏まえて対応したいと思う。

○ 基本はあくまでも保存活用をしていくためのルールや考え方をどうするのかであり、更に、文化庁が現状変更というベースで保護を考えているので、手続や維持管理をしていく中で、本計画に沿ってやっているという姿勢を示すことが一番重要な部分になってくる。少し具体性に欠ける部分があるため、整備計画で保存活用計画に則って、深掘りをしていくというイメージである。建築の世界で言えば、基本構想と基本計画、実施設計でだいぶ掘り下げ方が変わってくる違いのようなものと思っていただければと考えている。

● 前回、スケジュールをお示しいただいたが、当面、工事の着手についても財政的な問題があるため、少しブランクがあると聞いた。この計画自身が10年間であり、10年のうち何年かはブランクになって、かつ整備計画を策定するのにも2、3年掛かるということなので、実質今回の活用計画には中期・長期と言っておきながらも、10年間で喫緊に何とかしなければならないものを記載していくという側面が強いのか。

○ そうである。どうしてもそうなってしまうというところはある。

● 記述のバランスの問題で、第8章「整備」第1節で方向性があつて、「保存のための整備の方向性」と「活用のための整備の方向性」という2つで整理されている。素人にも分かりやすくといつたり、どこまで元に戻すのかといった問題もあったが、本質的価値を保つための保存の方向での整備と、それから活用をするために必要な対応をしていくという分け方になっている。それが第10章「実施すべき施

策」では、保存と整備が並列で記載されている。当方もお話を聞いていた限りでは、今回は建物を主に修理されるのが前提で、庭園についてはあまりということかなと思っていた。しかし、最初の現地視察の際には、庭園についても具体的な課題とかを挙げていただいており、そういう植生なども整備されていくと思っていたため、少しイメージが違ったが、実際には第1節「保存」にその植栽の維持というか整備についてはかなり記載されていると納得した。項目の整理として、第8章で「保存」と「活用」とに分けられている整備の方向性と同様に、第10章「実施すべき施策」も、保存と活用を並列するのではなくて、「保存」と「活用」という2つの流れの中で同じようにそれを具体化する形で記載されたら、もう少しあはっきり分かるのではないかと思った。そういう項目分けというのは、第10章の保存・活用・整備という言葉の概念がそれまでの章と少し異なる気がするのだが、その辺りはいかがか。

- その御指摘は、まさしくそのとおりである。本来、山県の時代に、保存と活用と整備は分かれていなかつたはずである。というよりも、それを一緒に考えてはじめて実施できるのではないかと思う。だが、文化庁の定める指針（標準となる構成）としては一応、保存活用計画ではそうした「整備」という形になっているため、分けて書かざるを得ない部分と、分けたために分からなくなっている部分がどうしても生じており、その辺りは大変申し訳ないというふうにしかお答えできない。ただし、言い訳に過ぎないが、第10章「実施すべき施策」の具体的に進めていくという箇所では、ある程度具体的なところも記載はさせていただいているため、これは今後の課題として受け止めて、10年後にまた更新していく段階で、もう少しその辺りが整理できればというのが事務局としては精一杯のところである。
- 今回の計画の対象が名勝無鄰庵庭園なので、庭園がどうしても主で建築が従になる。建物については本質的価値、現状について、第3章「本質的価値」第3節「区域区分」の③「母屋及び洋館並びに中庭」辺りに記載されているが、記載内容は主に現状についてである。それで、無鄰庵の建築については調査し尽くされているのか、あるいは価値について本当に吟味され尽くしたのだろうか、割合あっさりとしている。しかし一方で、当面の短期的、ここで言う10年間の短期的・中期的を含めて、建築の方が主に手を入れていくことになるわけである。庭園についてはそれこそ10年単位で長い時間をかけて育っていくものだと思うが、建築は必ずしもそうではない。しかも、そのバリアフリー等も含めて、可逆的ではあるけれども結構手を加えなければならない状況の中で、その価値に関する言及は、し尽されているのだろうか。
- これまでの会議の中でも多少議論をして、こちらも色々要望するなどしたが、資料的な問題であるとか、事業の枠組みの問題等もある中で、こういう記載ぶりになるのかと当方は納得している。この後の具体的な整備の中で、この点をどうするかといった話が出てくるものと理解しているが、その辺り、事務局の方でお答えいただければと思う。
- 建物の価値について、お答えできることは2つある。1つは山県がそれほど重視をしていなかった、安普請でいいと言っているという経緯。もう1つは、同時代の同じような建物と比較すると、実際にやはり安普請で、なかなかそれを単体として評価することが難しいこと。だからこそ、名勝の構成要素として見ないといけないということになるため、こういった記述にならざるを得ない。
- 建物の価値付けについては、文化庁の方も、意匠性であるとか特徴とかだけの、これまでの項目に拘らない形で、歴史性であるとか、あるいは技術的な問題を含めて対象としているので、そのうちまた風向きが変わるかもしれないが、なかなか改造履歴等も正確には掴めないところもあるため、当面そういう可逆的に残すところと、それからある種、管理人住居のように手を入れるところと、きちんと分けて

メリハリをつけるということで、今後の活用に対応するという大きな方針が一応示されていると思う。そこは、当方は建造物に対してはこういう形になるのかという気もしている。

- 蛇足であるかもしれないが、建造物単体としてどうかは別に、管理人住居、母屋、茶室、洋館が揃っているところは、京都市内においても多分あまりないはずである。群としての建築としての価値はあるのではないかと個人的には思っているが、建造物というよりかは、史跡的な意味合いで、その価値付けがされる気もするため、あまり建築についてそのような記載はしていない。ただそれは、一応理解しているつもりである。
- 今の件に関して多少関わるけれども、文言として些末なことであるが、まさに第1項「短期的に実施するもの」で、管理人住居については、「利用可能な既存部材を最大限利用した復原による計画」とあるが、「復原」による計画と言っていいのかなということだ。「復原的」な新築という言葉は悪いかもしれないが、修復以上に手を入れることになると思うので、「復元的」な改修とか、再生とかいう、ここについては大きく手を入れざるを得ないということがもう少し分かるような文言にした方が正確である気がする。
- 金物を入れるとかそういう話であったか。
- かなり部材を入れ替えるという話で、外も傷んでいるところがあり、模様替えという感じになってしまふため、その辺りをもう少し分かるようにした方が良いかと思う。今後、どういう設計をするかが決まっていない段階で記載し難いかもしれないが。今、想定されているような「復原」による計画ではない、とくに「原」ではないと思うので、少し何とか修正していただきたい。
- その点は修正をさせていただく。

### (3) 閉会

今回をもって本委員会はいったん終了となるが、年度末の計画の完成に向けて引き続き策定を進めていくこと、令和4年度については委員会の開催はないが、令和5年度には整備計画に係る委員会の開催を予定していることを説明。